

第3回入善町農業委員会議事録

平成29年10月4日午後1時30分から第3回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
17番 酒井 良博	18番 長原 均		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩 芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	上田 敬章
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第7号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第8号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第10号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。本日も全員参加ということで、今後もよろしく願います。

コシヒカリの刈り取りもほぼ終わったのではないかと思います。これからは、大豆の収穫が忙しくなっていくます。

本日は様々な議案がありますが、転用申請の中に3,000㎡以上の案件があります。3,000㎡以上になりますと、県農業会議での審議もあります。その際、町から説明を求められ、審議することとなります。町からの説明を求める形式となって入善町は2件目となりますので、よろしく願います

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第3回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番島瀬委員と6番塚田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は東狐〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,966㎡です。

譲渡人は入善町道古〇〇番地2の〇〇さん、譲受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇です。

今回の申請は、申請番号2番と交換のための申請です。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は作業所から300mの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間150日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、448,765㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員の意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は道古〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,736㎡です。
譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇、譲受人は入善町道古〇〇番地2の〇〇さんです。申請番号1番と交換のための申請です。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は自宅から約2分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間150日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、17,290㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

以上、2件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

申請番号1番及び2番ともに、譲受人の拠点に近くなるため、面積の多少の差異はあるものの金銭のやりとりなく交換することとなったための申請です。双方合意の上ですので問題ないと思います。

塚田委員

申請番号1番のとおりであり、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第7号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は入善町浦山新〇〇番2、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は97㎡です。

申請者は、入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農家住宅敷地拡張」です。

申請者の〇〇さんは、平成2年頃、農業規模拡大に伴い、機械の格納場所および整備場所が不足していたことから作業所を建築した際、建物の敷地の一部が申請地にかかっていたことが判明し、今回の転用申請となりました。

今回は農地法の許可を得ずに造成しているもので、今回は始末書を添付しての申請となります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、平成29年10月20日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米山委員

申請者の父の代の時に造成したもので、建物も建築済みでありますし、営農に必要な敷地を認められますので、仕方のない申請であります。

議長 (鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

山崎委員

転用許可なくして、どうして造成されてしまったのでしょうか。

鍋嶋会長

地目変更登記をしない場合、所有地であれば自己都合で転用していたことが多くありました。今後も不法転用を是正する案件が多くあると思われます。その際のペナルティとしては、県の許可が普通の案件より1か月遅れることとなります。

米山委員

近年は、農地転用する際は、農業委員会の許可が必要と周知されてきたように思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第7号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第8号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。なお、塚田委員が当事者となる議案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、審議終了まで退席願います。

（塚田委員退席）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、日程第5、議案第8号、農地法第5条の規定による意見進達についてを事務局から説明願います。

事務局

議案第8号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町東五十里〇〇番、外1筆の計2筆。台帳地目は田、現況地目はすべて宅地で、合計面積は151㎡です。譲渡人は入善町東五十里〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は入善町東五十里〇〇番地の〇〇です。転用目的は「御旅所敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇は、御旅所の老朽化に伴い、昭和52年頃から建て替えの話合いが進められ、旧御旅所にも近く、公民館のそばである現在の場所に建て替えることになり、農地法の許可なしに造成しており、現在に至ります。

今回は農地法の許可を得ずに造成しているので、今回は始末書を添付しての申請となります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「御旅所敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は昭和50年11月25日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は入善町上野〇〇番、外2筆の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は7,818㎡です。

譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は富山市高園町〇〇番〇〇号の〇〇です。転用目的は「注文住宅建設用地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇は、宅地開発や住宅建築を行っている会社ですが、住宅需要の多い申請地で、注文住宅25区画を整備する計画を立てました。

申請地は、国道にも近く、交通の便もよく、近隣には入善町保健センターがある複合施設サンウエル、入善町総合体育館、入善町総合運動公園等の公共施設が集まっており、住宅の需要が見込まれるとして、今回転用の申請となりました。

申請地は県道新屋・上野線にも面し、歩道も整備され、また下水道にも接続可能です。

申請地は、住宅25区画整備するために、必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「注文住宅建設用地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成29年10月20日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、面積が3,000㎡以上のため、転用が許可されるには開発行為の許可も必要となります。

申請番号3番。申請地は入善町木根〇〇番1の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は359㎡です。

譲渡人は、入善町木根〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、滑川市坪川〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、家の農作業を手伝う必要があることや、両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、反対に両親の老後の面倒をみたいと考えていることから、実家の隣接地である申請地を父から借り受けての転用申請となりました。

申請地は、住宅、2台分のカーポート、来客用駐車スペース、庭等として利用し、面積は359㎡で、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合する

と認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成29年10月20日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番。申請地は入善町下飯野〇〇番4の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は499㎡です。

譲渡人は、入善町下飯野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、同じく入善町下飯野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、住所は入善町下飯野〇〇番地となっておりますが、実際の住居は、黒部市にあります。

住宅を新築する予定ですが、家の農作業を手伝う必要があることや、両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、反対に両親の老後の面倒をみたいと考えていることから、実家の近接地である申請地を父から借り受けての転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車スペース、庭等として利用し、面積は499㎡で、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成29年10月20日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、4件です。よろしく願いいたします

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

五十里委員

申請番号1番は私ですが、御旅所は40年ぐらい前に建設されていますが、今年になり、地権者が固定資産税を確認した際に発覚しました。地区に必要なものであり、問題ありません。

中島会長職務代理

申請番号2番ですが、書類及び現地を確認しましたところ、事務局の説明のとおりでありますので問題ないと思います。

高澤委員

申請番号3番を確認しました。申請者は親子で、実家の隣に息子の新築をする計画であります。周囲への営農の影響もなく問題ないと思い、確認印を押しました。

島瀬委員

申請番号4番は、申請番号3番と同様、親子間の申請であり、実家と県道挟んだ向かいに建設するための申請でありますので、必要な転用であると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

酒井委員

申請番号1番の所有者はどうなるのですか。

自治会が所有することになる場合、固定資産税はどうなるのでしょうか。

事務局

確認して次回報告いたします。

愛場委員

申請番号2番について、7,000㎡以上の転用となると既存の排水路で雨水排水を受けきれないのでしょうか。

中島会長職務代理

排水計画も添付されていましたが、貯水池も設置することになっていますので問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第8号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

（塚田委員入場）

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第9号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第9号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年10月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規2件の申請です。

申請番号1番。新屋〇〇番1外3筆の計4筆。地目はすべて田、合計面積は6,009㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、賃借料は10aあたり13,400円で、期間は10年です。

申請番号2番。柵山〇〇、地目は田、面積は222㎡、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は同住所同番地の〇〇さん、使用貸借権の設定で、期間は17年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用

地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第10号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。
事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第10号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成29年10月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成29年9月15日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が1件と、軽微変更の申請が1件あります。

まず、農振除外から説明します。

受付番号1番。除外願出者は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さん、譲受人は黒部市若栗〇〇番地〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区下飯野〇〇、地目は田、面積は194㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長により一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と譲受人は親子です。譲受人は、現在、妻と子の3名で黒部市のアパートで生活していますが、子どもの成長にともない手狭になってきたことから、申請地を借り受けて、実家の隣接地に住宅を新築する計画です。

申請面積は194㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅敷地として利用するための必要最小限な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、主要地方道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が194㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、1件の申請があります。

受付番号1番。変更願出者は入善町春日〇〇番地、〇〇さんで自分の土地を自分で利用するものです。変更対象地は、横山地区春日〇〇の内、地目は田、面積は199㎡で、用途区分の変更後の用途は、農業用施設用地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、農業機械を保管する新たな敷地が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請人の〇〇さんは、自営業のかたわら水稻を中心に現在2.2haを経営する農業者です。〇〇さんは、これまで既存地にブルーシートを被せて農業機械を置いていましたが、風雨や湿気による影響で劣化が進んでいるため、新たな農業機械置場用の施設を建築する計画となったことから今回の申請となります。

申請面積は、トラクター2台、田植機、コンバイン、フォークリフトの計5台を収容するための必要最小限の面積と認められます。

申請目的が農業用施設用地であり、農業経営の関係から、既存の農地に隣接する申請地が最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し、宅地に隣接し集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、農業用施設用地として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地総合整備事業等の実施済地ですが、平成12年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外1件、軽微変更1件の申請です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質問、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第10号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

まずは、ご案内です。

富山県農業委員会研修大会が開催されますので、皆様の参加をお願いいたします。開催日は来月、11月16日木曜日で、会場は射水市小杉文化ホールラポールです。役場正面よりマイクロバスを用意いたしますので、役場に正午までに集合ください。

次に、機構集積支援事業を活用した、農業委員会の先進地視察研修についてです。日程、研修先等が決まりましたので、お知らせいたします。日程は、10月26日（木）、27日（金）で、視察先は、福井県若狭町農業委員会、酒井市の大型圃場等を予定しています。詳細及び出欠の確認については、後日別途案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次は、お願いです。

「担い手を育て地域農業を発展させる話し合いを進める取組について」を入善町内でモデル地区として実施のお願いが北陸農政局よりありました。モデル地区の実績を基に横展開をしていくことが目的です。つきましては、実際に話し合いを行っていただける地区の募集のお願いです。話し合いを行うにあたっては、話し合いの中心となる人物の役割が重要と考えており、その中心となる人は、農業委員や生産組合長を想定しております。話し合いの規模としては、旧小学校区としまして、希望により1集落ぐらゐまで小さくすることは可能です。

進め方としましては、モデル地区を選定した後、話し合いの中心となる人等と行政とで事前に打合せを行いまして、地域での話し合いの進め方を検討します。その後、地区の担い手や土地持ち非農家等できるだけ多くの方を集めまして、地域農業及び農村を維持発展させてくため、地域農業のあり方の合意形成及び実現に向けた対応策の検討を行う話し合いを行います。

注意いただきたいことは、この話し合いを行うことにより、新しい施策の要望をするためのものではなく、既存の施策、特に多面的機能支払、人・農地プラン及び水田フル活用ビジョンの三施策をより有効活用をいただきたいとのことです。この話し合いにて、地域において課題の共有や対応策の合意形成を図る良い機会になるのではと考えておりますので、是非活用いただきたいと思ひます。

なお、明日、各地区生産組合長会長にも同様にお願いをしますので、各地区にて一度ご検討いただき、10月中にご回答くださいますようお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第4回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、11月9日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時33分）